



平成の森野球場が新しくなりました

町では、平成の森野球場の塗装工事を行いました。
この塗装により、平成の森野球場はこれまでの緑色から、町のイメージカラーであるスカイブルーをメインとした野球場へと生まれ変わりました。(表紙参照)

平成の森野球場の愛称募集!

リニューアルを記念して、野球場の愛称を募集します。
皆様のご応募をお待ちしております。

(例)
 (平成の森) ○○○○○スタジアム
 (平成の森) ○○○○○球場

◇募集期限 5月17日(木)
 ◇応募方法 志津川公民館、戸倉公民館、入谷公民館、歌津公民館、スポーツ交流村、平成の森に備え付けの応募用紙に必要事項を記入して提出してください。
 ※愛称が採用された方には粗品をさしあげます。

問い合わせ
 平成の森管理事務所 ☎36-3115



歌津総合支所に「移動町長室」を設置します

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。
 執務時間は、午前9時～午後3時までです。
 移動町長室の設置日は、本紙で毎月お知らせするほか、町のホームページ、歌津地区の皆さんには防災無線放送でお知らせします。

5月の移動町長室は、5月15日(火)です。

連絡先・問い合わせ
 歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3921

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

◇拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が第1子及び第2子について倍増され、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限額については、これまでと変わりません。

■0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子	現行 月額5千円	改正 月額1万円(倍増)
第3子以降	月額1万円	月額1万円(変更なし)

■3歳以上の児童の養育者に対する児童手当(変更なし)

第1子、第2子 月額5千円
 第3子以降 月額1万円

施行日 平成19年4月1日
 (拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者が行う手続きはありません。
 なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律1万円となりますが、3歳到達の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

児童手当に関する問い合わせ先
 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373
 歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924

「情報公開条例」に基づく開示の状況

平成18年度中における「南三陸町情報公開条例に基づく開示の実施」は次の2件でした。
 なお、このお知らせは、南三陸町情報公開条例第25条の規定による実施状況の公表として行うものです。

◎実施機関 教育委員会

開示した行政文書の概要 平成の森における業務委託に係る行政文書(合併前の歌津町からの承継行政文書を含む。)

開示の区分(全部) 開示

◎実施機関 町長

開示した行政文書の概要 公の施設の指定管理者の指定に係る行政文書

開示の区分(部分) 開示

個人情報保護条例が制定されました

南三陸町個人情報保護条例が、平成19年3月12日に公布され、平成19年10月1日から施行されます。
 この条例は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿い、個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めるとともに、町の機関が保有する個人情報についての開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを主たる目的として定められたものです。
 その詳細については、別に「特集」としてお知らせする予定です。

問い合わせ 総務課 総務法係 ☎46-1370